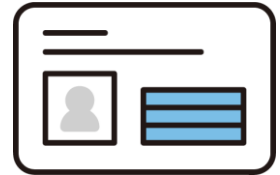
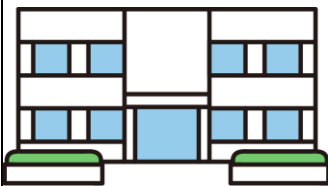


マイナンバー（個人番号）は日本に住んでいるすべての人がもらう12桁の番号です。
初めて日本に住む人は、市役所で住民登録をすると、約3週間後に「個人番号通知書」が郵便で届きます。「個人番号通知書」にはあなたのマイナンバーが書いてあります。
マイナンバーは、会社で働き始めるときや、国民健康保険や社会保険に入るときに必要です。

マイナンバーカードは、あなたのマイナンバーが書かれたICカードです。身分証明書としても使えます。マイナンバーカードがあれば、コンビニで住民票の写しなどを取ることができます。
マイナンバーカードは、郵送かオンラインで申請することができます。



郵送の場合は、「個人番号通知書」についている申請書に、必要なことを書いて、顔写真を貼って郵便で送ります。オンラインの場合は申請書のQRコードをスマートフォン等で読み取り、必要な情報を入力して申請します。



申請方法が分からない人や、申請書がない人は、窓口で申請ができます。申請ができる窓口は、トイゴ及び青木島のマイナンバーカードセンター、市役所総合窓口、各支所です。在留カードを持ってきたください。各支所で申請する人は、顔写真も持ってきたください。
マイナンバーカードを申請したら、1か月から2か月後に交付通知書が送られてきます。受け取りの予約をしてからマイナンバーカードを取りに行ってください。

マイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日と同じ日です。
在留資格を変更した人や、在留期間を延長した人は、マイナンバーカードも、有効期間内に更新の手続きをしてください。

在留期間が短くなった人も、マイナンバーカードの有効期間を変更する手続きが必要です。短くなった在留期間内に、マイナンバーカードの変更手続きをしてください。

これらの手続きをしなかった場合、マイナンバーカードは失効し、再発行の手続きには手数料がかかりますので注意してください。

更新のお知らせは届きませんので、忘れず手続きをしましょう。